

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

令和6年3月
防府市上下水道局入札検査室

このことについて、下記のとおり、特例措置を適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 特例措置の内容

2. に掲げる対象工事又は業務委託の受注者は、工事請負契約書第56条、業務委託契約書（土木設計等業務）第53条、業務委託契約書（建築設計業務・著作権発注者側）第52条、業務委託契約書（建築設計業務：著作権受注者側）第52条または、業務委託契約書（発注者支援業務委託）第47条の定めに基づき、適用基準日が令和6年3月15日の労務単価に基づく契約に変更するための請負代金（委託料）の額の変更の協議を請求することができます。

2. 特例措置の対象

令和6年3月1日以降に契約を行う「工事（道路維持管理業務委託などの工事に類似した内容の業務委託を含む。）」及び「業務委託」のうち、令和6年3月14日以前に入札公告、入札参加資格審査結果（適合・非適合）通知、又は指名通知を行うもの。

3. 特例措置の請求

協議の請求の意向がある場合は、契約締結後、原則15日以内に別添様式を添付した工事打合せ簿等により、監督職員と協議を行ってください。

4. 請負代金（委託料）の額の変更

変更後の請負代金（委託料）の額については、次の方式により算出します。

$$\begin{aligned} \text{変更後の請負金額(委託料)} &= \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \text{新労務単価により算出した設計額} \\ \text{(税抜) P 1} & \\ \text{変更後の請負金額(委託料) P} &= \text{P 1} \times (1 + \text{消費税等率}) \end{aligned}$$

5. その他

「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い」に留意してください。

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

防府市上下水道局

防府市では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険への加入徹底等の観点から、また、本年4月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価を引き上げることとし、例年4月の改定時期を前倒しして3月から適用することとしました。

御承知のように、令和元年6月に改正された品確法では、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保・育成が基本理念とされています。

防府市としましては、今後も継続して技能労働者の賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続され、こうした処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されることが、重要と考えています。

ついては、引き続き下記事項への特段の配慮をいただくよう、お願いいたします。

記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険への加入相当額を適切に含む額での下請契約の締結
- 3 下請企業に対する技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請・社会保険への加入及び標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導